

## 国際的実験動物、動物実験の法規制の趨勢そして国立大学の独立行政法人化

黒澤 努

大阪大学医学部附属動物実験施設

実験動物の利用そしてその目的である動物実験に関して世の中の人々がニュースメディアを通して知る機会が増えている。それまでは一部の熱狂的な動物愛好家あるいは思想的な動物権利論に基づく動物実験反対運動過激派は当然、動物実験に関して極めて関心が高かった。しかし、最近ではpositiveな動物実験の成果だけでなく、動物虐待に関するニュースも増え、動物実験が再度一般の人の意識に上がることが増えた。

これまで学問の自由を謳歌してきた国立大学も国際的な流れの中で、実験動物福祉あるいは動物実験代替法に関して留意する必要が出始めてはいた。当初、これに気づいた研究者も、当時のあまりの研究費の貧困さから国際的な水準で実験動物福祉を考えることは現実的でないとして十分な配慮をこななかった。

インターネットの発達により国際的な情報がよりきめ細かく、また自分の関心事については即時的に情報が入手できるようになったことから、世の中の人々が国際的な情報を容易に判断できるようになった。これまでは一部の国際通の学者だけが占有してきた国際情報が容易に誰でもが入手できることとなったのである。これまでも、おそらく学者達は、もしわかったとしても自分達に不都合な情報は、わざわざ世の中の人に伝える必要はないと判断して、自分たちに好都合な情報だけを世の中に喧伝してきたのかもしれない。こうして科学全体とりわけ動物実験に関わる情報に関しては、世の中の人々の国際的認識と学者の認識にずれが生じてきていたのかもしれない。

欧米先進国ではバイオメディカルサイエンスの重要性はわが国よりも先に認識されていたようで、研究費の比重は高かった。とはいっても研究費の大本は税金であるから、それほど潤沢なはずはなく、できるだけ経費のかからぬ研究方法を選択していった。実験動物で言えば、それほど経費のかからない手近なペット動物、あらかじめ処分される運命にあった都市型ゲッシドウブツ、そして家畜が経費的に手頃なものとして用いられた。しかし、都市化が始まると世の中の人々の動物観が変化してきた。一般的に目にする、あるいは接触する動物の多くがペットだけとなり、ペット自体の意義すら変化し、家族の一員と認識する人々が増えると、研究者が経費的に容易に入手できると考えていたペット、たとえそれが遺棄され処分される運命であったとしても、家族の一員の同族を実験に利用することには否定的な雰囲気わが国より先に蔓延していた。したがって動物実験に関しても徐々に法規制が始まっていったものと思われる。

わが国では戦後、経済的に疲弊していたことから、実験動物の運命に気を遣う余裕すらなく、人々は自分の生存にもっとも重きをおいた生活をしてきた。ところがわが国の経済活動が活発となり衣食足りると、ペットの社会的地位が上昇しただけでなく、欧米と同様

に都市化生活によりペット以外の動物を体感する機会が減ってしまった。科学活動も同時期にわが国では相当の研究費が投入されるようになり、活発となったが研究者のモラルにまではなかなか言及されなかった。現在でもわが国では研究者のモラルに関しての明確な規範がないように思われる。

こうしてわが国では世の中の人々の動物実験に対する批判が続々と顕在化した。その論理的根拠は諸外国では法規制を受けているのに、なぜわが国では野放しであるのかと言った批判であった。これには動物実験だけでなく研究者一般のモラルおよび閉鎖性もからみ、明快な答えを準備できなかったに違いない。世の中の人々が国際的情報を獲得し、動物実験の法的規制の内容を熟知したにもかかわらず、動物実験を行う研究者は法的規制の存在こそ知っていたが、その内容に関する真摯な検討と理解は必ずしも十分ではなかった。さらにわが国の多くの国民は民主主義における納税者の意味を国際的に理解するようになった。その一方、動物実験をもっとも多く行う国立大学の研究者は、自分たちが税金を用いて研究活動をしているという意識が希薄で、それまでの”お上”感覚から脱出できず、国民の批判をまともに聞くことに時間をかけてこなかった。実際、研究費の分配においても半自動的な支給と極めて閉鎖的な環境の中での審査による配分がほとんどである。これらはいずれも欧米では20年くらい前に起こった事象である。そこへ国立大学の独立行政法人化が行われることとなった。

動物実験に関する欧米における多くの法規制は実験動物の福祉を願う納税者と、自由に研究を行いたい研究者の間に行政機関が入り長い時間をかけて改善を積み重ねてきたものである。場合によっては、立法により動物実験経費が急騰することもあったものと想像できるが、それを適正に行うためにも、行わせるためにも研究費の増額などで対処してきた。したがってその関係は極めて成熟したものとなり、法規制があったとしても、それを遵守しながらでも動物実験が行える土壌が準備されていたのである。

しかし、今回のわが国の国立大学独立行政法人化はいかにも唐突に訪れ、動物実験などより先に一般の民間企業ではすでに熟知していた法規制が研究一般において”お上”の決まり事(人事院規則)とは大きく異なっていることが明らかとなってしまった。たとえば労働安全衛生に関する法規制である。もう少し緩やかに変革して行くのであれば混乱は少ないと思われるが、あれだけの俊才を擁していたはずの国立大学も、官僚機構もこうした予測はできず、予算的にも人間的にも期限までに法規制をいかにclearするかで大混乱に陥っている。はなはだしい見解は、もう所詮、期限までに法を遵守するすべがないので努力はしない、とまで”お上”的発想で公言するものがでる始末である。

ましてやこれまでほとんど整備されなかった、あるいは整備を拒んできた動物実験の法規制に関して、とりわけ国際的比較において人々、納税者が求めるようなことを突然、新制独立行政法人が遵守できる可能性はほとんどないのではないと思われる。もし、国立大学がこれまで民間で行われていた動物実験に関しても少しは関心をもち、たとえ適用されていなかったとしても、仮定の話としても民間での遵法精神を發揮すると、どのよう

な事となるかを検討し、欧米先進国の法規制についての的確な情報を獲得していればもう少しなんとかなったかもしれない。

欧米の大学、とりわけ先進的な米国の大学の多くは私立大学であり、厳しい法規制があったとしても遵守しないことには研究活動自体ができなかった。実際動物実験が不適切であるとして国の研究費を差し止められた私立大学すらあったのである。彼らが一様にいうのは、適切な馴致期間をおいての法規制であれば、遵守するのはさほど困難ではないという点である。当然、動物実験の経費は高騰するだろうが、それでも本当に必要な研究は行うのである。また突然、遵守が困難な法規制を防御する態勢およびそれに要する経費の手当もすでにシステムとしてできあがっているのである。逆に欧米の多くの研究者はルールもないところで適切な動物実験をやれと言われても何をどこまでやれば許容されるのかわからず、あらぬ動物実験反対運動の対象とされたり、不必要と思われる設備、システムのために不要な経費を必要とするのは我慢ならんとしてきた。したがって自主的に様々な指針を研究者自身が作り上げるというシステムもすでにできあがっている。

さてわが国の動物実験はいったいどのようなこととなるのであろうか？ 一歩間違えばこれまで実験動物福祉の抵抗勢力であった国立大学の独立行政法人化にともない、為すすべもなく、法外な規制が作られてしまう可能性もある。このときの混乱は独立行政法人だけでなくこれまで健全に遵法精神で動物実験を行ってきた民間企業に及ぶほどになりはしないかと心配である。また関連法規制も思わぬ方面からも来始めた。たとえばカルタヘナ条約批准に伴う遺伝子改変生物の規制に関する法律の適用である。欧米ではこれまで実験動物は施設から逃亡できないよう法規制をされていたので、遺伝子改変実験動物に関してはなんらの新たな法規制は不要なのかもしれない。しかし、わが国ではこれまでこうした法規制がなかったがために、姑息的にネズミ返しを形式的に設置することでお茶を濁してきた。遺伝子改変実験動物の逃亡防止の法規制に対して国際的整合性をもって対応するためには巨額の設備投資が必要となるが、その投資ができないあいだは関連の研究を著しく縮小せざるを得ないかもしれない。

とするならばわれわれ動物実験に携わる関係者は動物実験反対運動家よりもなお一層欧米の法規制を勉強し、具体的にわが国の現状に適合する自主規制を速やかに開始してはいかだろう。さらには国際的なルール作りに積極的に参加して、わが国でも実現可能な国際ルールの構築に汗を流してはどうだろう。